

令和6年第7回 岡谷市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年7月29日（月）午後2時00分から午後3時00分

2. 場 所 401B会議室

3. 出席者（15人）

I. 農業委員（8人）

会 長	1 番	宮澤 淑
委 員	2 番	今井 久夫
〃	3 番	濱 由美子
〃	4 番	山岡 啓助
〃	5 番	早出 澄雄
〃	6 番	清水 江身子
〃	7 番	山田 和男
〃	8 番	高林 敬子

II. 推進委員（2人）

山崎 和彦
伊藤 範雄

III. 事務局職員（4人）

局 長	小林 隆志
次 長	黒渕 浩人
主 任	後藤 円佳
会計年度職員	黒河内 規子

4. 欠席委員（1人）

小口 建二

5. 議事録署名委員

3 番 濱 由美子
5 番 早出 澄雄

6. 議 事

- ・議案第24号 農地法第3条の規定による許可処分について
- ・議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請書の進達について
- ・議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達について
- ・議案第27号 農用地利用集積計画の決定について
- ・報告

7. 会議の概要

【開会 午後2時00分】

高林会長代理 みなさん、こんにちは。ただいまより令和6年第7回岡谷市農業委員会総会を開催します。本日は小口委員が欠席していますが、過半数が出席していますので、本総会はこちらに成立していることを宣言します。それでは会長から挨拶をよろしくお願いいたします。

会長 あいさつ(省略)

それでは日程3に入ります。本日の議事録署名委員の指名をいたします。3番 濱由美子 委員、5番 早出 澄雄 両委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(了承)

議長 それでは日程4の議事に入ります。議案第24号 農地法第3条の規定による許可処分につきまして上程をいたします。議事に入る前に事務局からよろしくお願いいたします。

後藤主任 議案書の第3条ですが、公図を付け忘れてしまいました。今日配布させていただきました。ご確認いただきたいと思います。

議長 公図ですが、今日の資料に入っていると思います。1番、地区は三沢地区です。高林委員よろしくお願いいたします。

高林委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、川岸三沢地区で、県道下諏訪辰野線を南下、JR中央東線が県道下諏訪辰野線を横断する高架付近で住宅が密集する地域です。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人が立ち会いました。譲受人は現在東京都在住ですが、岡谷市の空き家バンクを通して住宅を買い取り、移住する予定です。隣接の農地は、住宅の持ち主と同一であったため、自家栽培農地として無償で譲り受けるということです。隣接地への影響、境界確認ですが、申請地の北側は1.5mほどの高さの石垣の上に移住のために取得した住宅、東側は市道、南側西側は宅地に接し、それぞれコンクリート擁壁で囲まれていました。また、隣接地所有者にはお話しをされているそうです。以上、所有権の移転について特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま高林委員から説明があり、所有権移転につい

て特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番地区は東堀地区です。伊藤委員よろしくお願いします。

伊藤委員 説明いたします。申請地の場所ですが、市道東堀線の東部交番前信号機から北上したところに小野医院がありますが、小野医院の駐車場の隣の農地です。
〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人が立ち会いました。土地の利用状況は遊休農地ですが、既に耕作予定者の機械が運び込まれていました。申請地の西側は市道、北側東側は宅地に接しており、境界はすべて明確になっていました。以上、所有権の移転について特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま伊藤委員から説明があり、所有権移転について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2番を決定とさせていただきます。議案第24号は以上です。続きまして、議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請書の進達につきまして上程をいたします。1番、地区は中屋地区です。早出委員、よろしくお願いします。

早出委員 説明いたします。
〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人が立ち会いました。申請地の場所は、県道下諏訪辰野線を湖北トンネル方面に進み、山ノ手橋信号機を右折し50mほど進んだところにあります。以前は家と工場があったのですが、解体されて現在は更地になっておりました。申請地の一部に農地があって、北側及び東側を宅地・進入路・駐車場にするという申請です。以上、農地転用について特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま早出委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。議案第25号は以上です。続きまして、議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請書の進達につきまして上程をいたします。1番、地区は今井地区です。今井委員、よろしくお願いします。

今井委員 説明いたします。申請地の概略の位置は、長野自動車道塩嶺トンネル上の石船観音西側駐車場の隣です。次に申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、譲渡人が立ち会いました。譲受人について調べてみたところ、かなり大きな会社で、太陽光発電所や風力発電所の運営や設備を作ったりしている会社だそうです。隣接地所有者には了解を得ているとのこと。以上、農地転用について特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいま今井委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。系統用蓄電施設というのは、バッテリーの親玉のようなものという理解でよいでしょうか。

今井委員 敷地内にコンテナのようなものがいくつかあって、コンテナ一つの中にバッテリーや制御設備等が一式すべて入っているようです。

議長 □□から常備電気を買って、そこで充電するというのでしょうか。

山岡委員 私が聞いた話だと、□□の高圧線から充電設備に余っている時にためておき、電力が足りなくなった時にそこから供給するという事でした。非常に大きい蓄電池が常設していて、それをコントロールする設備を設置するという事でした。

議長 他に何かご異議はございませんでしょうか。

高林委員 資料に写真がありますが、イメージ図ということでしょうか。

黒渕次長 あと、コンテナの周りをフェンスで囲むそうです。安全を期して行うと聞いております。

議長 他に何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、1番を決定とさせていただきます。続きまして、2番、地区は西堀地区ですが、事務局で説明をお願いします。

後藤主任 事務局から説明いたします。この申請は、5月に一度5条申請が出されて許可が下りたところですが、今月5日に許可の取消申出書が提出されて、今回、譲受人を変更して再度申請が出されました。許可の取消理由というのは、申請地に今回の譲受人に仮登記が設定されていて、当初の譲受人に所有権移転登記が出来なかったということで、所有権移転登記が出来るように変更して再度申請がされました。前回の譲受人は、実際に駐車場を利用する◇◇の〇〇さんだったのですが、今回譲受人を仮登記の権利者である●●さんとして、●●さんの所有になった後に◇◇に駐車場として貸し出すということです。農地転用について特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、2番を決定とさせていただきます。続きまして、3番、地区は東堀地区ですが、伊藤委員よろしくをお願いします。

伊藤委員 説明いたします。申請地の場所は、(有)マル吉横川セメントの西隣で、沖電線(株)岡谷工場から国道20号方面に300mほど進んだところにあります。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人が立ち会いました。譲受人は、長年夫と共に◆◆の役員として働き、古希を迎えるにあたり住宅を建てたいという理由で、また、譲渡人は、令和3年に夫が死亡し共に経営していた事業も止めてしまい、使っていない事業用であった土地及び建物と申請地を一緒に売却したいという理由での申請です。申請地は田で、道路面より50cmほど低いので、60cmほど盛り土をすることです。申請地の南側は既に隣地所有者が作ったコンクリート土留めがあり、西側には土砂の流出を防ぐため新たにコンクリート土留めを設置することです。東側には水路があるので、余分な雨水が流入しないよう土手の高さを超えない範囲まで緩やかな斜面とするということです。排水計画ですが、雨水は申請地内で地下浸透、汚水は雑排水管にて▲

▲北西隅にある公共下水道に接続している既設の下水枿に接続して処理をします。
以上、農地転用について特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま伊藤委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、3番を決定とさせていただきます。続きまして、4番、地区は東堀地区ですが、伊藤委員よろしくお願いします。

伊藤委員 説明いたします。申請地の場所は、県道岡谷・下諏訪線沿いの関東三菱自動車販売(株)岡谷店とはま寿司の間の道路を諏訪湖方面に200mほど南下したところにあります。周辺は宅地化が著しい地域です。申請内容を申し上げます。

〔議案書を朗読〕

次に現地調査及び立会人からの聞き取りの結果を申し上げます。現地調査には、申請代理人が立ち会いました。申請地の東側は道路に接していて、北側一部と南側は宅地で、境界は擁壁で明確になっていました。当該申請地の北側一部に耕作地がありますが譲渡人所有地であり、また、建築物の高さですが、2階に納戸があるものの高さ4.2mの建物のため、日照や通風等、当該申請地の影響はありません。排水計画ですが、雨水は地下浸透、汚水は公共下水道に接続することです。隣接地所有者に確認は取れているとのこと。また、埋蔵文化財地域に指定されていません。以上、農地転用について特に問題ないと判断しましたが、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 ありがとうございます。ただいま伊藤委員から説明があり、農地転用について特に問題ないとのことですが、何かご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということで、4番を決定とさせていただきます。議案第26号は以上です。続きまして、議案第27号の農用地利用集積計画の決定につきまして上程いたしますので事務局よりご説明をお願いします。

黒渕次長 お手元にお配りしました議案第27号の農用地利用集積計画の決定について事務局から説明させていただきます。

〔議案第27号を朗読〕

借人の◎◎さんですが、勤務している会社の近くに農地バンクで登録している農地があり、耕作したいという話がありました。貸人と話し合いをして契約成立になりました。

議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました、この議案について何かご意見はありますでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしということですので、議案第27号の農用地利用集積計画の決定とさせていただきます。続きまして、報告をお願いします。

後藤主任 事務局より1件報告させていただきます。今日配布した資料の中に、農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願をご覧ください。先月審議いただいた、長地出早一丁目の住宅用地の転用申請ですが、今日3日に取下げ願が提出されましたのでご報告いたします。取下げの理由としては、譲受人の親族から申請と取得に反対され申請土地での事業継続が出来なくなることです。今後、申請者から再度申請は行うことはないと思えます。以上です。

議長 ありがとうございました。以上をもちまして、日程4の議事は終了いたします。

議長 以上をもちまして、令和6年第7回岡谷市農業委員会総会を閉会します。

【閉会 午後3時00分】

令和6年7月29日

議長 氏 名 宮 澤 淑

議事録署名委員 氏 名 濱 由 美 子

氏 名 早 出 澄 雄